

## 計 画 書

### 一宮都市計画特定用途制限地域の決定（一宮町決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種 類	面 積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域 ( 県道飯岡一宮線東浪見地区 )	約 40ha	1 . 店舗・事務所（小規模なものを除く） 2 . ホテル・旅館（小規模なものを除く） 3 . 遊戯施設・風俗営業施設 4 . 病院・福祉施設 5 . 工場・倉庫（小規模、サーフィン関係を除く） 6 . 危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物	但し、保安林を除く。
特定用途制限地域 ( 県道飯岡一宮線一宮地区 )	約 162ha	1 . 大規模な店舗・事務所 2 . 風俗営業施設 3 . 危険性や環境を悪化させるおそれがある工場 4 . 一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物	但し、保安林を除く。
特定用途制限地域 ( 国道 1 2 8 号沿道地区 )	約 86ha	1 . 大規模な店舗・事務所 2 . 風俗営業施設 3 . 危険性や環境を悪化させるおそれがある工場 4 . 一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物	但し、保安林を除く。
合 計	約 288ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：五輪開催を見据え、無秩序な開発を抑制し良好な環境を形成するため。